

## 『自転車に乗ろう』

### ＜教室活動の目標＞

- ・自転車の交通ルールを理解し安全に乗ることができる

### ＜教室活動のねらい＞

- ・自転車の交通ルールを理解する

### ＜教室活動の進め方＞

- ・自転車を使っているかどうかのアンケート
- ・ルールについてのアンケートクイズ
- ・ことばを整理する
- ・イラストをもとに自転車の交通ルールを理解する
- ・ルールについてのアンケートクイズの答えを学習者どうしで確認する
- ・自転車の交通ルールの詳しい資料を読み合わせる。

# 自転車に乗ろう

自転車に乗っていますか

- (     ) よく自転車に乗る。
  - (     ) 買い物で
  - (     ) 仕事で
- (     ) 時々乗ることがある。
  - (     ) 買い物で
  - (     ) 仕事で
- (     ) 乗らない。

自転車に乗るときルールがあります。

ただしと思うものは○、まちがっていると思うものは×を。

- (     ) 自転車は歩行者と同じ規則が適用される。
- (     ) 自転車は原則として自動車と同じ規則が適用される。
- (     ) 歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則である。
- (     ) 自転車は車道の右側を通行してもいい。
- (     ) 自転車で歩道を通るとき歩道の真ん中を走ってもいい。
- (     ) 自転車も飲酒運転は禁止である。
- (     ) 携帯電話をかけながら自転車に乗ってもいい。
- (     ) 自転車で大人の二人乗りをしてもいい。
- (     ) 自転車は信号を守らなくてもいい。
- (     ) 夜間でもライトをつけなくていい。
- (     ) 自転車は一時停止の標識を守らなくてもいい。
- (     ) かさをさしながら自転車を運転してもいい。
- (     ) かさを自転車に固定していればかまわない。

資料「自転車安全五則を守りましょう」を読んで、みんなで話し合い、答え合わせをしてください。「自転車の交通ルール」

## ことば

どうろこうつうほう  
道路交通法

けいしゃりょう  
軽車両

しゃたい  
車体

ようじようざせき  
幼児用座席

ぜんしょうとう  
前照灯

せいどうそうち  
制動装置

しょうがいぶつ  
障害物

どうろひょうしき  
道路標識・標示

こうさてん  
交差点

いったんていし  
一旦停止

しんごう き  
信号（機）

ほ こうしゃようしんごうき  
歩行者用信号機

しゃどう ほど  
車道・歩道

しゃりようようしんごうき  
車両用信号機

しんにゆうきんし  
進入禁止

しゃりようつうこうどめ  
車両通行止め

じょこう  
徐行

ほ こうしゃせんよう  
歩行者専用

ないかくふれい  
内閣府令

くるま  
車いす

にりん さんりん  
二輪・三輪

ブレーキ

はんしゃきざい  
反射器材

ぜんりん こうりん  
前輪・後輪

うせつ させつ ちやくしん  
右折・左折・直進

い ちていし  
一時停止

ていしせん  
停止線

み とお  
見通し

たいめん  
対面

じてんしゃおうだんたい  
自転車横断帯

ちやくしんしゃつうこうたい  
直進車通行帯

いっぽうつうこう  
一方通行

じてんしゃつうこうどめ  
自転車通行止め

いちじていし  
一時停止

## 《参考》

けいしちよう  
警視庁ホームページより

じてんしゃ こうつう  
自転車の交通ルール

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/bicycle/rule.htm>

【問合せ先】

警視庁 交通総務課 交通安全教育企画係 TEL 03-3581-4321（警視庁代表）

# 自転車は、 どっちのなかま？



自転車も、  
交通ルールを  
守って安全に  
走行しましょう。



警察庁・都道府県警察



警視庁 ビラ PDF より

[http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/pdf/bicycle\\_leaflet.pdf](http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/pdf/bicycle_leaflet.pdf)

# 自転車安全利用五則を守りましょう。



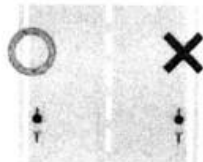
## ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。  
したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



## ② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



## ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



## ④ 安全ルールを守る

■飲酒運転は禁止



■二人乗りは禁止



■並進は禁止



■夜間はライトを点灯



■信号を守る



■交差点での一時停止と安全確認



## ⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。





進入禁止

じくんしゃ しんにゆつ  
自転車も進入できません  
（自転車を除く補助標識がある場合を除く。）。



一方通行

じくんしゃ さやっしつ  
自転車も逆行できません  
（自転車を除く補助標識がある場合を除く。）。



車両通行止め

じくんしゃ しかく ぐへ  
自転車を含む全ての  
車両の通行を禁止します。



自転車通行止め

じくんしゃ つつしつ きんし  
自転車の通行を禁止します。



徐 行

にに こ そくこ そつしつ  
直ちに止まれる速度で走行  
すること（自転車も例外ではありません。）。



一時停止

かなづ いちじくいし きやうつ  
必ず一時停止して左右  
（周囲）の安全を確認します。



歩行者専用

ほしつしや づつしつ  
歩行者だけが通行できる  
専用道路です。



自転車及び歩行者専用

ほしつしや しくんしゃ づつしつ  
歩行者と自転車だけが通行  
できる専用道路です。



自転車横断帯

じくんしゃ おつにん  
自転車が横断するとき  
に通る場所です。